

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB法人（以下「法人」という。）に雇用され、法人が運営する特別養護老人ホームC（以下「事業場」という。）において調理員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場の厨房において、業務用冷蔵庫の掃除をしていたところ、同僚が隣の冷蔵庫の扉を勢いよく開けたため、扉の角が請求人の右肘に当たり負傷した（以下「本件負傷」という。）。請求人によると、しばらく痛みを我慢して就労していたというが、同年〇月〇日、D医院に受診したところ、「右肘打撲」と診断され、以後、E病院、F病院において療養を続け、平成〇年〇月〇日にはG病院に転医し、「身体表現性障害」と診断された。

請求人は、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、右肘打撲（以下「旧傷病」という。）については業務上の事由によるものと認め、これを支給したが、請求人の旧傷病については、平成〇年〇月〇日をもって治癒とした。また、同年〇月〇日以降のG病院における精神障害の療養については、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、上記精神障害にかかる処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求を棄却した（平成28年労第550号事件）。

- 3 本件は、請求人が、F病院を受診し、「末梢神経障害性疼痛、難治性疼痛、右外傷後膝関節症」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で療養したことにつき、旧傷病の再発であるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)
- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は旧傷病の再発である旨主張しているところ、労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果一旦治癒した後に再発した場合には保険給付の対象となるが、それが旧傷病の再発であると認定するための要件は、決定書理由に示すとおりである。

(2) 当審査会としても、再発の認定要件の取扱いを妥当なものと判断するので、以下、同認定要件に照らして検討する。

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月以降の診療等について、要旨、「疼痛性障害及びパーソナリティ障害として、当科に月〇回受診している。疼痛性障害に対しては、症状の変化は特になく経過している。」と述べている。

また、I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右腕の疼痛の程度には大きな変化はなく、これまでの治療には効果が認められない。」と述べている。

以上のことから、請求人の右腕の疼痛の症状が悪化しているとは認められず、また、治療効果も認められないものと判断する。

(3) 以上のとおり、請求人の本件傷病は、再発の要件を満たしておらず、本件傷病は旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は、監督署長の平成〇年〇月〇日の治癒認定は誤りである旨主張し、上記のとおり治癒後も療養を継続しているものの、監督署長の治癒認定を否定する医学的証拠は全く示されておらず、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。